

2024年1月9日

No.23016

お客様各位

**2024年1月からの日本航空における危険物取扱について**

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

2024年1月1日発効の IATA 危険物規則書第 65 版(DGR)において一部規則が変更されます。この案内では、IATA DGR 第 65 版において特に注意が必要と考えられる規則の変更点について、下記のとおりお知らせいたします。今後とも安全な航空危険物輸送に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

**1. ドライアイスの入った貨物がオーバーパックされる場合のマーキングの規定の変更**

**【DGR64 版 (変更前)】**

ドライアイスが入っている貨物がオーバーパックされていて、そのオーバーパックに透明なシュリンクラップが使われていたり、オーバーパック内の個別の包装物がワイヤー等で固定されていることにより、個々の包装物のドライアイスの正味量のマーキングが見える場合は、オーバーパックに含まれるドライアイスの合計正味量の表示は不要。(7.1.7.1)

DGR64版におけるドライアイスを含むオーバーパックのマーキングの規定



**【DGR65 版 (変更後)】**

ドライアイスが入っている貨物がオーバーパックされていて、そのオーバーパックに透明なシュリンクラップが使われていたり、オーバーパック内の個別の包装物がワイヤー等で固定されていることにより、**個々の包装物のドライアイスの正味量のマーキングが見えていたとしても、オーバーパックに含まれるドライアイスの合計正味量をオーバーパックの表面に表示しなければならない。**(新しい段落として、7.1.7.1.1 が追加された。)

DGR65版におけるドライアイスを含むオーバーパックのマーキングの規定



**[備考]**

オーバーパックに含まれる個々の包装物のマーク・ラベルが見えない場合に適用されるマーキング、ラベリングの規定に変更はない。(国連規格容器マークを除くマーク、ラベルをオーバーパック上に再表示しなければならない。)

オーバーパックに含まれる個々の包装物のマーク・ラベルが見えない場合、適用されるマーキング・ラベリングの規定に変更はない。

**2.リチウム電池の輸送に係る規則について**

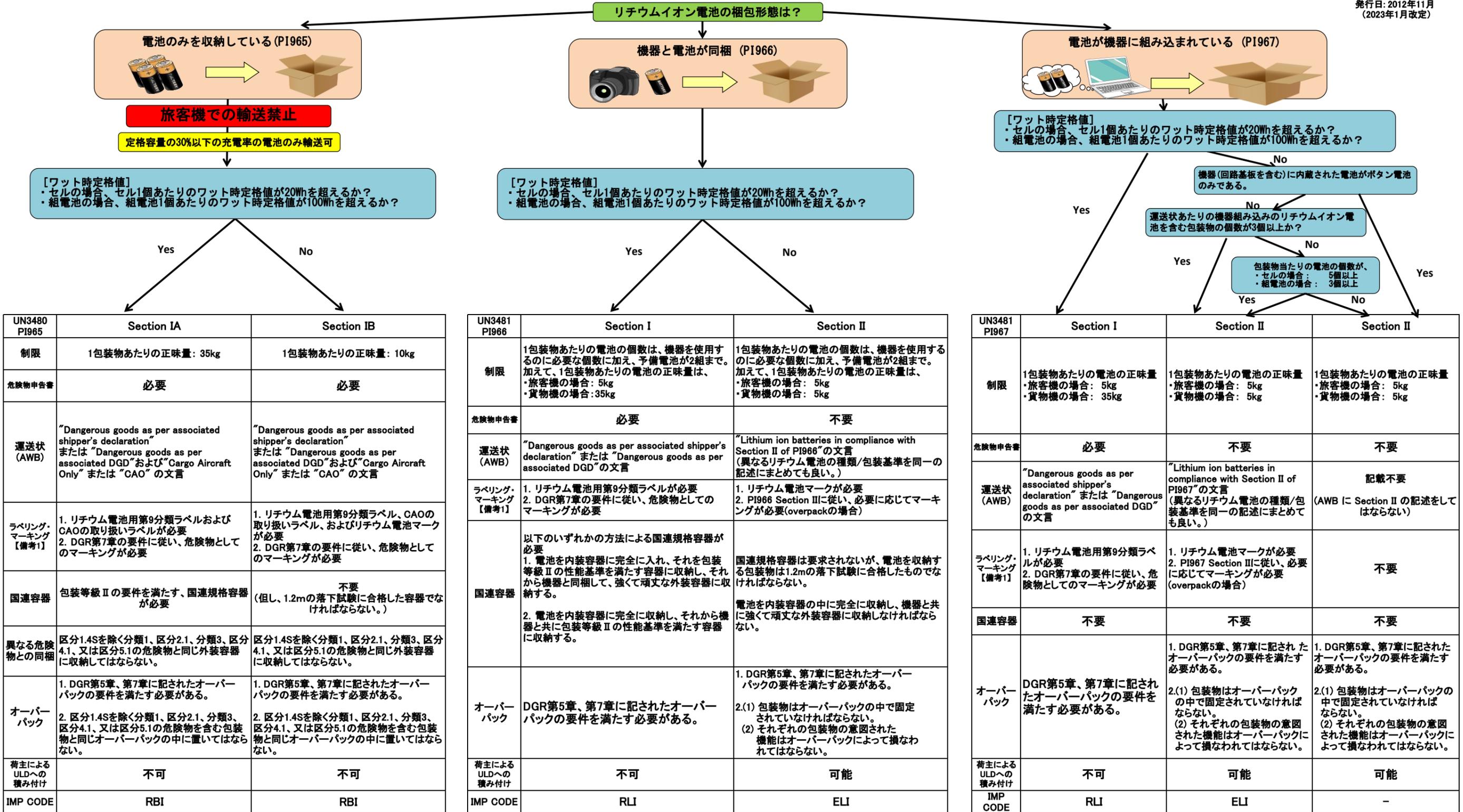
リチウムイオン電池、及びリチウム金属電池の単体輸送、機器同梱、及び機器組み込みに係る包装基準と輸送規則につきましては、2024年には変更はございません。参考までとなりますが、2023年のリチウム電池の取り扱い一覧表を添付致します。

**[別添]**

添付-1：リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)

添付-2：リチウム金属またはリチウム合金のセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)

以上



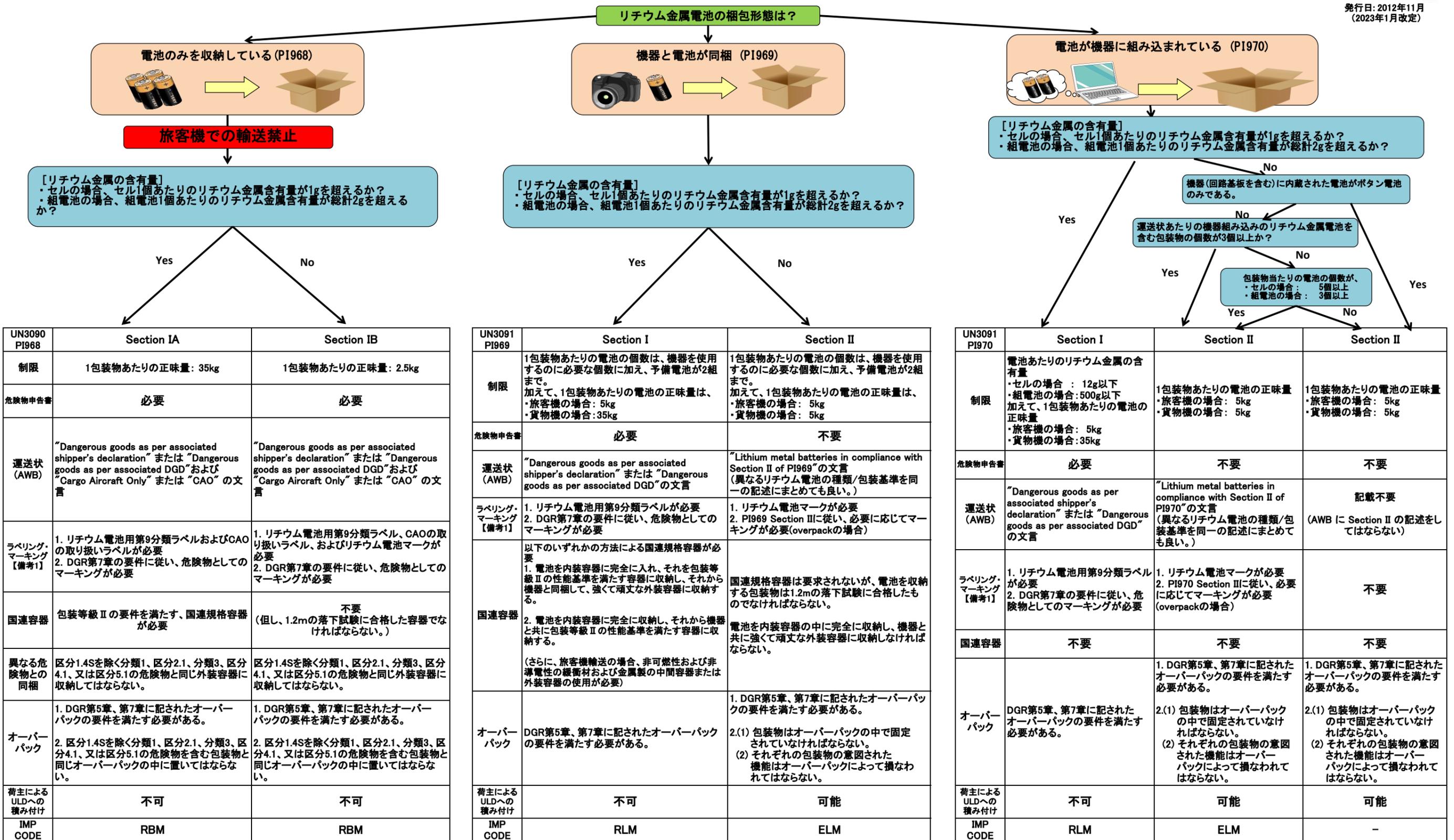
UN3480 PI965	Section IA	Section IB
制限	1包装物あたりの正味量: 35kg	1包装物あたりの正味量: 10kg
危険物申告書	必要	必要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング【備考1】	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよび CAOの取り扱いラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベル、CAOの取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要
国連容器	包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	1. DGR第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	1. DGR第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可
IMP CODE	RBI	RBI

UN3481 PI966	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)
ラベリング・マーキング【備考1】	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI966 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)
国連容器	以下のいずれかの方法による国連規格容器が必要 1. 電池を内装容器に完全に入れ、それを包装等級 II の性能基準を満たす容器に収納し、それから機器と同梱して、強く頑丈な外装容器に収納する。 2. 電池を内装容器に完全に収納し、それから機器と共に包装等級 II の性能基準を満たす容器に収納する。	国連規格容器は要求されないが、電池を収納する包装物は1.2mの落下試験に合格したものでなければならない。 電池を内装容器の中に完全に収納し、機器と共に強く頑丈な外装容器に収納しなければならない。
オーバーパック	DGR第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2.(1) 包装物はオーバーパックの中で固定されていないなければならない。 (2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能
IMP CODE	RLI	ELI

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)	記載不要 (AWB に Section II の記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング【備考1】	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI967 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
オーバーパック	DGR第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2.(1) 包装物はオーバーパックの中で固定されていないなければならない。 (2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。	1. DGR第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2.(1) 包装物はオーバーパックの中で固定されていないなければならない。 (2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能	可能
IMP CODE	RLI	ELI	-

【備考1】携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)やSmart Luggage(リチウム電池を内蔵・装着した手荷物)については、電池単体としての性質を強く持つことから包装基準965が適用される。

【備考2】リチウム電池用第9分類ラベル、CAOラベル、リチウム電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。  
【備考3】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。但し、機器(回路基板を含む)に組み込まれたボタン電池は対象外とする。



【備考1】リチウム電池用第9分類ラベル、CAOラベル、リチウム電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。  
【備考2】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。但し、機器(回路基板を含む)に組み込まれたボタン電池は対象外とする。